

三原市総合評価審査委員会設置要綱

平成 20 年 1 月 31 日

要 綱 第 2 号

(目的)

第 1 条 三原市が発注する建設工事に係る総合評価方式の試行に関し、必要な評価を行うため三原市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査項目)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる必要な事項について審査を行う。

- (1) 総合評価方式の入札によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準の策定に関すること。
- (3) 落札者の決定に関すること。
- (4) 三原市建設工事総合評価方式試行要領(以下「試行要領」という。)第 3 条第 1 号の工事における評価に関すること。
- (5) 試行要領第 3 条第 2 号及び第 3 号の工事における技術提案の内容及び評価に関すること。
- (6) その他入札内容の評価に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 審査委員会の委員の構成員は、三原市建設業者選定審査会規程第 3 条の規程に定める委員をもって充てる。

2 前項に定める者のほか、臨時委員を置くことができるものとし、その都度委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等)

第 4 条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ担当副市長の職にある委員及び財務部長の職にある委員をもって充てる。

(特別委員)

第 5 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 4 項の規定により、学識経験者の意見を聴くため、審査委員会に特別委員 2 人を置くものとする。

2 前項の特別委員は、市長が依頼するものとする。

(会議)

第 6 条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の決定は、出席委員の全員一致により行うものとする。
- 4 緊急の必要がある場合にあっては、関係委員に文書による合議をもって審査委員会の会議の決定に代えることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会議の内容は、公表しないものとし、何人もこれを他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 7 条 審査委員会の庶務は、契約課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。